

京都市告示第 41号

地方自治法第231条の2の3第2項の規定に基づき、教育委員会が所管する納付事務に係る指定納付受託者について、次のとおり告示します。

令和6年4月1日

京都市長 松井孝治

第1 教育委員会事務局総務部総務課が所管する納付事務に係る指定納付受託者

1 (1) 指定納付受託者の名称及び所在地

京銀カードサービス株式会社

京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地

(2) 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入の種類

京都市ふるさと納税に係る寄付金

2 (1) 指定納付受託者の名称及び所在地

三菱UFJニコス株式会社

東京都文京区本郷3丁目33番5号

(2) 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入の種類

京都市ふるさと納税に係る寄付金

第2 総合教育センター教員養成支援室が所管する納付事務に係る指定納付受託者

1 指定納付受託者の名称及び所在地

株式会社エフレジ

大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入の種類

京都教師塾の受講に係る費用

第3 青少年科学センターが所管する納付事務に係る指定納付受託者

1 指定納付受託者の名称及び所在地

株式会社ジャックス

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号恵比寿ネオナート

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入の種類

青少年科学センターの入場料及びプラネタリウム観覧料

(教育委員会事務局総務部総務課)